

31. (Gno.77) 知的財産と情報に関する比較法的研究 (知財・情報研究会)

代表：堀江 亜以子

2016/02/16 (承認) 2016 年度 (開始)

【研究の目的】

これまで、知的財産法については、国際条約を含む国際的な法秩序と国内法秩序が相当程度体系的に整備されてきたが、今日の ICT を含む情報化の進展は、伝統的な知的財産権の枠組みでは捉えることが困難な新たな問題を出現させている。そこでこの共同研究では、これらの新たな課題について、知的財産法と情報法の両面から、比較法研究を行い、この分野における日本法の発展に貢献しようとするものである。

【研究活動及び成果】

総括

今年度は、2021 年 4 月から施行予定であった著作権法 35 条「学校その他の教育機関における複製等」の改正が、コロナ禍に伴って前倒し施行されたことから、この内容の精査と、この改正に伴い新設され、2021 年度より開始される「授業目的公衆送信補償金」(104 条の 11 から 104 条の 17) 制度について検討を行った。